

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日（金）午後1時30分～午後2時10分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委員	津 田 嘉 春
委員	川 崎 芳 彦
委員	石 倉 尚 正
委員	村 岡 繁 樹
委員	益 田 玲 爾

事務局	局長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香 奈 子

京都府農林水産部水産課	主 幹	熊 木 豊
-------------	-----	-------

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康

舞鶴市産業振興部水産課	課 長	真 下 了 代
-------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

- 第1号議案 特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決。

5. 議事

事務局長 委員並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、第28回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、狩野委員、池田委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席をされており、出席委員は7名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長 本日はお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。今年初めての委員会になります。本年もよろしく願いいたします。

本日は議案として「特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて」の知事からの諮問が出てきていますので、答申に向けて御審議をお願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。津田委員、石倉委員よろしくをお願いします。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

第1号議案「特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて」を審議させていただきます。京都府から説明をお願いします。

(水産課)

熊木主幹

(第1号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございます。それでは只今の説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

令和6管理年度につきましては、残り2か月ほどありますが、この2ヵ月の間に他県からの融通が出てきた時に、知事から示された数字をスムーズに現場の方へ効率よく割り振れるように、割合だけ先に決めましょうということです。

小型魚につきましては、全量定置網に配分ということですが、この配分になった理由は過去の実績にあるのですか。

熊木主幹 そうです。漁船漁業等につきましては、小型魚の放流の実績はありませんでした。

葭矢会長 分かりました。その他いかがでしょうか。

石倉委員 諮問にある配当の割合では、35.1648 トンと、3.9965 トンになっていますが、5 ページにある漁獲可能量との割合が違いますか。

熊木主幹 こちらにつきましては、先ほど説明した比率に応じて、当初の配分枠に加算した結果を示しているものです。その加算の割合が、今回と同じ割合の形で加算されているということです。

葭矢会長 加算した結果が 28.41 トンということですので、加算割合とは少し異なっています。

石倉委員 以前にも御説明いただいた記憶はありましたが、漁船漁業（その他）の割合が1割もあったのかなと思いましたが、質問させていただきました。

京都府には大型定置網がいくつかありますが、大型定置網の1ヶ統よりも、他県で操業している漁船漁業者の方が、よりたくさん水揚げできるようなことになっていまして、それが京都府の業者から見ると、とても不条理に感じます。いろいろな経過から、やむを得ない部分もあると思いますが、そのあたりも理解いただき、何とかしていただけたらというのが漁業者としての意見です。

葭矢会長 ありがとうございます。定置網を経営されている漁業者からも、そういう意見があったということで、把握していただければと思います。

その他いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは御質問等ございませんので、この議案につきましては問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

菟矢会長 ありがとうございます。それでは、異議ない旨、答申をさせていただきます。

 以上で議案は終了しました。続いて報告事項に移りたいと思います。

 「京都海区漁業調整委員会指示の周知活動について」、事務局から説明をお願いします。

本多次長 (報告事項について報告)

菟矢会長 ありがとうございます。それでは今の報告につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

石倉委員 集魚灯の話がありました。今は LED の電球が普及していることもあり相当明るい。京都府には 3 kW 電球 3 灯以内の海域がありますが、他県の海区調整委員会の記録を見ますと、LED の電球であれば、その合計出力の 3 倍までを基準にするといったところもあるようです。他県の事例を参考にして、そういったことも考えていく必要があると思います。

 もう 1 点、作業灯も今では LED 化していて、定置網の作業灯でも、明るい船は、3 kW 3 灯相当の電力で作業をしているところもあります。暗い中で操業や釣りをすることは、安全のためにワット数をあげて明るくする必要もあるのですが、集魚灯と作業灯で、どちらが明るいかわからないような状態になることもあり得ますので、今後の検討事項の 1 つになるかと思えます。

菟矢会長 ありがとうございます。

 委員会指示の火光制限につきましては、昨年決議し新たに発動させていただきましたが、京都府としても、今後、他県の状況を掌握し検討するべく、事務局にもいろいろと動いていただきました。

 引き続き、全漁調連のブロック会議の場等においても、光力制限について情報収集していきます。他県でも同じような内容で悩んでいる県もあるようですし、既にそれらの問題を踏まえた形で委員会指示を出している県もありますので、十分に掌握し本府でも反映できるかどうか協議していきたいと考えます。

 その他いかがでしょうか。

村岡委員 やはり今は LED が主流になっている感じがしますよね。ですので、LED の制限基準を作るべきだと思います。1 灯といっても、とても長くて大きなものでも 1 灯になってしまっているの、なかなか難しいとは思いますが、ルクスで決めるとか、LED の制限基準を検討していくべきだと思います。

葭矢会長 ありがとうございます。
電球を使っている漁業者だけであればこのままでも良いかもしれませんが、経営的にも LED に代替されていくのであれば、委員会指示もそれに応じて、現場に則した内容にしていく必要があります。資源保護の問題もありますし、漁場の共同利用の関係もありますので、それらも踏まえて、会議等で意見を集約していけたらと思います。
その他いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、特に御発言等ないようですので、これで報告事項を終了させていただきます。その他、事務局から何かございますか。

本多次長 次回の委員会は、2 月 28 日（金）13 時 30 分から、当研修室での開催を予定しております。後日、関係書類を送付させていただきます。
また、今期最後の 3 月の委員会につきましては、3 月 17 日（月）午後 1 時 30 分からの開催で調整しているところです。
全委員様が参加できるよう調整を進めております。正式に決まりましたら、周知させていただきます。

葭矢会長 ありがとうございました。
それでは委員会を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

【閉会 午後 2 時 10 分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和7年1月24日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員